平成２８年（フ）第４４３号
岡山市北区中仙道１丁目17番28―１号パワーサイドハニー102号室
債務者　金見　実保
1　決定年月日時　平成28年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月31日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４５６号
岡山市南区浦安南町553番地２サンエアポートノダ608
債務者　難波都茂子
1　決定年月日時　平成28年11月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月１日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第８２６６号
東京都板橋区南町４―６―202
債務者　米田　亮介
1　決定年月日時　平成28年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８２７１号
埼玉県久喜市吉羽１丁目20―14
債務者　亀井　孝行
1　決定年月日時　平成28年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８２７２号
東京都中野区若宮２丁目36―５―101
債務者　高野　末夫
1　決定年月日時　平成28年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８２７３号
東京都中野区若宮２丁目36―５―101
債務者　高野　順子
1　決定年月日時　平成28年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８２８７号
東京都調布市国領町１丁目45―１―201
債務者　中村　綾
1　決定年月日時　平成28年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止

平成２８年（フ）第１６７号
茨城県常陸大宮市下村田2395番地
破産者　有限会社大吉興業
1　決定年月日　平成28年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第９４２号
福岡県糟屋郡篠栗町大字尾仲398番地１
破産者　福岡テクノ株式会社
1　決定年月日　平成28年11月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１８号
埼玉県秩父市上町３丁目23番40号
破産者　株式会社山惣
1　決定年月日　平成28年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２７年（フ）第２０８号
山梨県甲府市丸の内３丁目29番13号
破産者　株式会社エリートグループジャパン
1　決定年月日　平成28年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２０９号
山梨県甲府市丸の内３丁目29番13号、開始決定時の住所山梨県甲府市若松町４番７号401号
破産者　孫　玲玲
1　決定年月日　平成28年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２３号
長野県諏訪市大字豊田370番地１
破産者　株式会社信和建設
1　決定年月日　平成28年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２８年（フ）第１７２号
長崎県長崎市長浦町50番地２
破産者　泰成真珠有限会社
1　決定年月日　平成28年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１５５０号
横浜市都筑区茅ヶ崎東３丁目17番35号店舗１
破産者　有限会社プランニングオフィス星野
1　決定年月日　平成28年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１５５１号
横浜市都筑区茅ヶ崎東３丁目17番35号店舗１
破産者　株式会社アバンティア
1　決定年月日　平成28年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１６３４号
横浜市鶴見区獅子ヶ谷１丁目55番Ｂ―102号
破産者　有限会社エフアールシー
1　決定年月日　平成28年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１６５６号
横浜市磯子区森３―17―33ファミール屏風ヶ浦814
破産者　株式会社エムシーリビング
1　決定年月日　平成28年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６号
新潟県長岡市栃尾泉2482番地
破産者　丸和繊維株式会社
1　決定年月日　平成28年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２７年（フ）第２７号
新潟県長岡市栄町２丁目２番４号
破産者　丸和縫製株式会社
1　決定年月日　平成28年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係